

第8回府中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年11月22日（日）

19：00～19：30

場所：第一委員会室

1 感染者情報

県内発症750例目 10代(府中市立第一中学校生徒)
(県内741例目の濃厚接触者)

資料 1

2 市の対応（参考：「市内発症の場合の対応方針」資料 2）

(1) 学校（第一中学校）の対応

○施設：閉鎖し休業（11/24（火）～25（水））

消毒について

消毒対象区画：保健所等との調整

消毒期間：11/24（火）～25（水）

消毒実施者：教職員等

○生徒及び教職員

- ・保健所による濃厚接触者等の調査への協力

学校と連携し、保健所が調査する

- ・生徒の健康管理

臨時休業期間中も、生徒の健康観察を実施（体調の変化はないか）

○当該校の保護者への対応

「学校生徒の発症確認の事実」と「学校の対応」についてのお知らせをメールにて連絡する。

(2) 感染者発生に伴う市民への周知

- ・市内在住感染者確認の事実
- ・第一中學生徒の感染の事実
- ・全国的拡大傾向に対する注意喚起
- ・相談窓口

資料 3

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和2年11月21日（土）に、新型コロナウイルス感染症の患者が2例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内749、750例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養	・他事例との関連 ・県外往来（※）
749	20	府中町	11月19日(発症日) 頭痛, 全身倦怠感, 発熱, 鼻水, 咳	11/21	感染症指定医療 機関等に入院中	・他事例との関連は調査中 ・県外往来なし
750	10	府中市	無症状	11/21	感染症指定医療 機関等に入院中	・県内741例目の濃厚接触者 ・県外往来なし

※発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来

【県民の皆様へ】

- 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施してください。
- 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、予め連絡をした上で、身近な医療機関を受診してください。
- 飲食店等において大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦等で大声を出したりすることは控えてください。また、会食等で飲食店等を利用する場合は、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」等の店舗を利用してください。
- 他の都道府県への移動については、自粛を解除していますが、移動先の感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、引き続き、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えてください。
- 在宅勤務、時差出勤、自転車・徒歩通勤等により、通勤時の人との接触を減らしてください。
- 接触確認アプリを積極的にインストールしてください。また、県が導入した「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用してください。
- 感染者・医療福祉関係者やその家族等を誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いいたします。

府中市立学校における新型コロナウイルス感染症の発生について
(令和2年11月22日公表)

府中市立学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・御家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆様におかれましては不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段の御理解と御配慮をお願い申し上げます。

【患者概要】

- (1) 年 齢 10歳代（第一中学校在籍）
- (2) 症 状 無症状
感染症指定医療機関へ入院
- (3) 結果判明 11月21日（土）
- (4) 接触者等 調査中
- (5) 公衆衛生上の対策

- ・府中市立第一中学校（生徒数：399人／府中市用土町463）を令和2年11月24日（火）から11月25日（水）までの2日間を臨時休業とし、生徒及び教職員の健康確認を行うとともに消毒作業を実施します。
※状況によって延長する場合があります。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づき、プライバシー保護及び風評被害について格段の御配慮をお願いするとともに、当該学校及び生徒への直接の取材は厳にお控えいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部学校教育課

電話番号 : 0847-43-7178

ファックス : 0847-45-4233

カテゴリー	項目	県	府中市
1 健康リスク	発症者情報	保健所である県	
	感染経路の調査・濃厚接触者の把握	保健所である県	
	入院・検査対応	保健所である県	
	事業所への対応	保健所である県	
2 市民への メッセージ	・発症者情報	保健所である県	(県に準じる)
	・受診に当たっての注意事項	・感染の疑いのある症状 ・受診時のルール	(県に準じる)
	・感染予防	うがい、手洗いの励行	(県に準じる)
	・感染拡大の抑止	・3密を避ける ・5つの場面の回避	(県に準じる)
	・市の行事、施設の扱い		【①単純に感染者が出た場合】 ・施設、学校、保育所・・・平常通り行う ※感染者の行動履歴に市施設等がある場合、 日々の消毒の状況を確認し、状況に応じて消毒 を実施 ・イベント・・・県のイベント開催条件に準ずる 【②市役所、市の施設関係者の場合】 →下記3のとおりを発表
・その他			
3 一事業主と しての対処	学校・保育所		(別記)
	市の公共施設		(別記)
	市役所の業務継続		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・ A 業務のみ実施</div> 最低人数と要員確保 ……動員準備(水防当番イメージ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・ 濃厚接触者となる範囲想定</div>
	感染予防措置		・窓口での工夫(受付窓口設置済み) ・飛散防止策、レイアウト変更 ・シフト勤務
	職員への注意喚起ほか		・出張、会議時の注意事項 ・体調管理
市の事業関係		・バス等	

市の施設の扱いについて

	職員・関係者が濃厚接触者の場合	職員・関係者が陽性的場合	閉鎖期間
学校	原則閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	原則速やかに学校全体又は一部を閉鎖(「学級閉鎖」)	濃厚接触者の特定や検査及び消毒に必要な期間 (保健所・学校医と相談)
保育所	原則閉所はしない 濃厚接触者は自宅待機	原則速やかに保育所全体または一部を休園(県との相談による)	県との相談による
その他施設	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)	(学校保育所に準じる)
指定管理者と要意思疎通			
市役所	原則閉鎖はしない 濃厚接触者は自宅待機	原則消毒後速やかに再開 A業務の継続のための人員配置	

11月21日（土曜）に県内750例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。
詳細については、県のホームページをご覧ください。感染の拡大を防止するため、広島県が患者の方の行動歴や濃厚接触者の把握に向けて調査を進めています。

なお、この750例目については、府中市立第一中学校在籍の生徒です。
第一中学校においては、11月24日から11月25日まで休業する予定としております。

市民の皆様におかれましては、くれぐれも感染者や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷・差別することは絶対に行わないようお願いいたします。

府中市といたしましても、県や関係機関と連携し、感染拡大防止に取り組んで参ります。

全国的に新規陽性患者数が急激に増加しており、広島県内でも連日感染者が発生している状況もあるため、冷静な対応をお願いするとともに、基本的な感染対策を実施してください。

令和2年11月22日 府中市長 小野 申人

1 市民の皆様へのお願い

- 感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけてください。
 - 感染リスクが高まる「5つの場面」
 1. 飲食を伴う懇親会等
 2. 大人数や長時間に及ぶ飲食
 3. マスクなしでの会話
 4. 狭い空間での共同生活
 5. 居場所の切り替わり
- 引き続き、感染予防策（「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底してください。
- 感染者や医療従事者、その家族等を誹謗中傷・差別することは絶対に行わないでください。

2 健康上の相談について

- 発熱等の症状が生じた場合には、かかりつけ医など、身近な医療機関に電話相談してください。かかりつけ医がない場合や相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター（積極ガードダイヤル）」に電話してください。

3 電話相談窓口

■ 〈広島県〉受診・相談センター（積極ガードダイヤル）

082-513-2567【24時間対応】

症状や検査に関することについては積極ガードダイヤルへご相談ください。

■ 〈府中市〉電話相談窓口

0847-43-7225【8時30分～17時15分】

府中市では、新型コロナウイルス感染症に関する「電話相談窓口」を開設しております。生活に関する心配なこと、不安なこと等ありましたら、ご相談ください。

4 感染者情報の公表について

感染症患者に関する情報の公表は、保健所を所管する地方自治体が行うこととなっております。

保健所は、都道府県、政令市と中核市が設置でき、広島県では県と広島市、福山市、呉市が保健所を設置しています。そのため、保健所を設置していない府中市において感染者が確認された場合は、広島県が公表することとなっております。